

追補 1 のまえがき

この **JIS T 6515** の追補 1 は，工業標準化法に基づき，日本工業標準調査会の審議を経て，厚生労働大臣が **JIS T 6515:2011** を改正した内容だけを示すものである。

JIS T 6515:2011 は，この追補 1 の内容の改正がされ，**JIS T 6515:9999** となる。

JIS DRAFT 2014/08/29

歯科用根管充てん（填）ポイント （追補 1）

Dentistry—Root-canal obturating points
(Amendment 1)

JIS T 6515:2011 を、次のように改正する。

3.5（アクセサリポイント）の定義文を、次の文に置き換える。

2%以上のテーパーをもち、用途としては、メインポイントの補助として用いるポイント。